

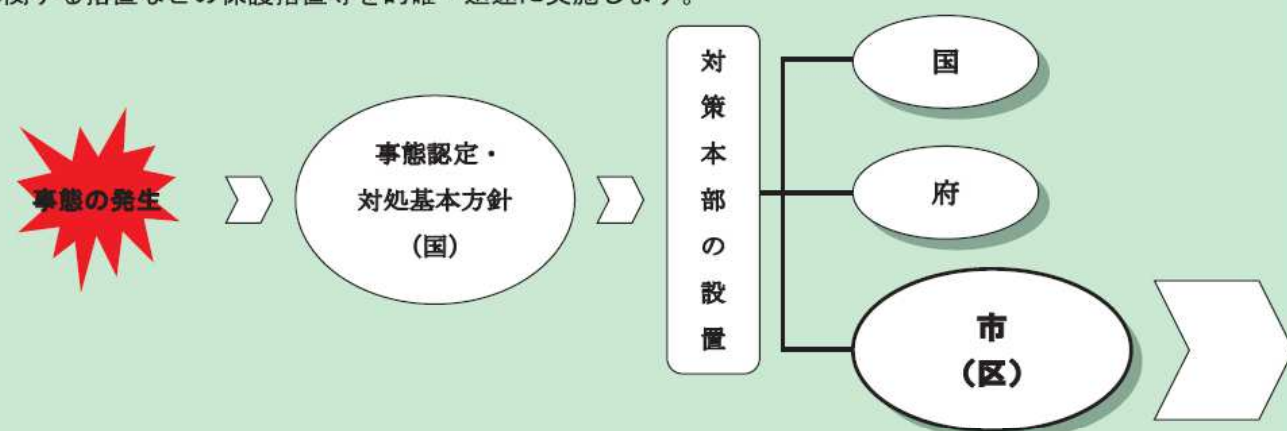
はじめに - 国民保護計画とは -

武力攻撃やテロなどは、決してあってはならないことです。

しかし、絶対に起こらないとは言い切れないのが現実であり、そういう万が一の場合に備えて、国民の生命や身体、財産を守ることを目的とした「国民保護法」が、平成16年9月に施行されました。大阪市では、国民保護法に基づき、市民のみなさんの生命、身体及び財産を保護するために、国民保護計画を策定しました。

Q. 武力攻撃やテロなどが起こったら、市ではどんなことをするのですか？

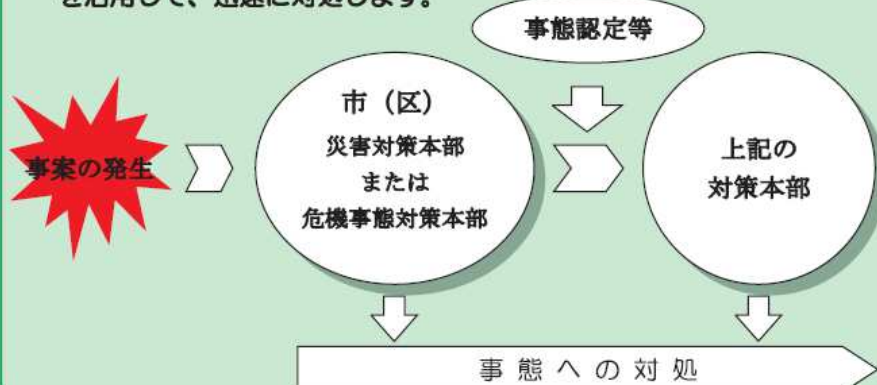
A. 対策本部を設置し、関係機関と連携して、「住民の避難」「避難住民等の救援」「武力攻撃災害への対処」に関する措置などの保護措置等を的確・迅速に実施します。



Q. どんな人たちが、保護されるのですか？

A. 大阪市内に居住している人はもちろん、通勤や通学、旅行などで市内に滞在している人や、市外から避難してきた人のすべてを、国籍を問わず、保護します。

※ 突発的に、原因不明の事案が発生した場合でも、地域防災計画などを活用して、迅速に対処します。



計画の特徴

- ☆ 法令等に基づき、保護措置等の実施に関する「基本的な枠組み」を定めています。
- ☆ 大都市としての特性に留意し、初動体制の迅速な確立と、被災現地での円滑な活動を重視しています。
- ☆ 「自助」「共助」「公助」という3つの力を連携させて、地域における対応力の強化を図ることをしています。

基本方針 保護措置等の実施にあたっては、次のことに留意します。

1 基本的人権の尊重	2 市民の権利利益の迅速な救済	3 市民に対する情報提供
4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保	5 市民の協力	6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施	8 保護措置等に従事する者等の安全の確保	9 地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積の活用

Q. どういう事態が対象となるのですか？

A. 次の事態を対象としています。

緊急処理事態

○大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破



○石油コンビナート、可能性ガス貯蔵施設等の爆破



○放射性物質を混入させた爆弾の爆破、炭素菌等の生物剤やサリン等の化学剤の大量散布



○航空機による自爆テロ



武力攻撃事態

○ゲリラ・特殊部隊



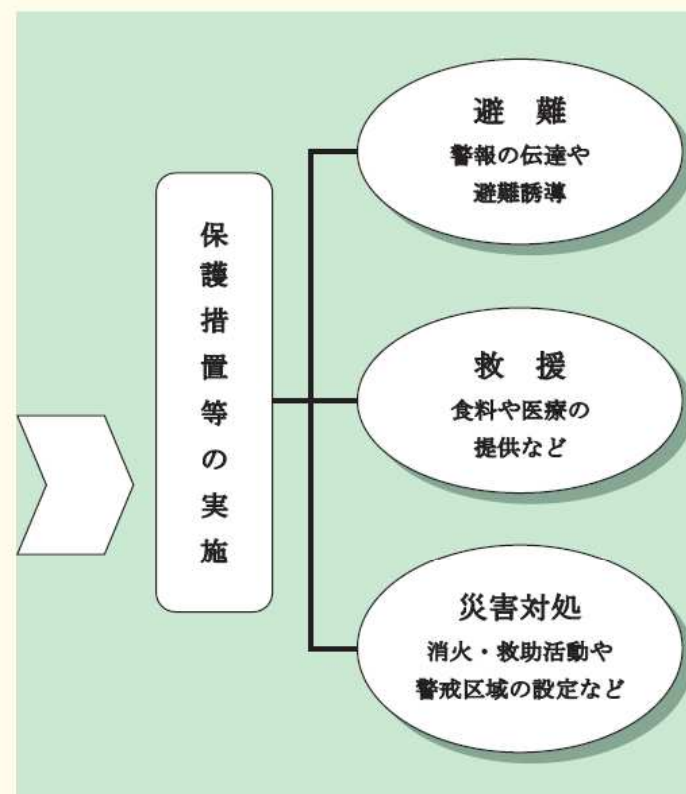
○弾道ミサイル



○着上陸侵攻



○航空攻撃



特に留意する事態

海外では大都市において大規模テロが多く発生していること、大阪は人・もの・情報が集まる大都市圏の要所であることを踏まえ、特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意します。

計画の構成

第1編 総論

- 総則
- 基本方針
- 関係機関の事務又は業務の大綱
- 市の地理的、社会的特徴
- 計画が対象とする事態
- 緊急処理事態への対処

第2編 武力攻撃事態等への対処

- 実施体制の確立
- 住民の避難
- 避難住民等の救援
- 武力攻撃災害への対処
- 市民生活の安定

第3編 平素からの備え

- 組織・体制の整備
- 避難・救援・災害対処
- 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 施設の応急復旧
- 武力攻撃災害の復旧
- 保護措置に要した費用の支弁等
- 市民の権利利益の救済に係る手続等